

平成30年10月9日

特定非営利活動法人横浜市精神障害者地域生活支援連合会

代表理事 大 友 勝 様

横浜市会議長

松 本 研



陳情の処理結果について（通知）

平成30年8月21日受理いたしました陳情書につきましては、議員へ配付するとともに、関係局（区）に照会いたしました。その結果、次のとおり回答を受けましたので、これを送付いたします。

陳情第9号(付託外) 精神保健福祉施策に関する件

- 1 新しく法定事業に移行した事業所に対する借地・借家費補助金については、平成31年10月をもって受け付けを終了します。また、既に借地・借家費補助金を受けている事業所については、引き続き関係団体と丁寧に検討を進めていきます。
- 2 (1) グループホームについては、今年度、国において新たに障害者の高齢化・重度化に対応する日中サービス支援型の類型が創設されました。この類型は、従来よりも手厚い人員基準を可能にしたこと、夜間支援体制の加配を評価することなど、高齢化・重度化した障害者への支援を充実させるものとなっています。あわせて、医療連携体制加算や看護職員配置加算など障害特性に沿った体制を整備することにより、さらなる支援の充実を実現できると考えています。
- (2) グループホームにおいては、区分4以上で一定の要件を満たす利用者について、居宅介護サービスを利用できます。また、外部サービス利用型グループホームの類型では、身体介護が必要になった場合に、居宅介護事業者から派遣を受けることができます。利用者の状態に合わせた制

度の活用を推進していきます。

(3) 居住支援法人は、住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談や、見守り等の要配慮者への支援を行う法人を、都道府県が指定し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化を支援する法人です。

神奈川県では、9月21日現在で5社指定されており、そのうち、横浜市内を事業エリアとしている団体は3団体指定されています。

要望があった民間賃貸住宅の利用促進のための支援としては、建築局、健康福祉局、こども青少年局をはじめとする関係局、宅地建物取引業団体及びNPO法人などの外部団体で構成される、横浜市居住支援協議会を10月5日に設立します。

今後は横浜市居住支援協議会において、入居希望者、賃貸人及び不動産店等からの相談を受ける窓口の設置や、入居から退去までの支援の実施等、精神障害者を含む住宅確保要配慮者の方々が民間賃貸住宅を円滑に利用できるようさまざまな取り組みを進めていきます。

なお、居住支援協議会は、横浜市から独立して活動を行う団体であり、その活動費は国土交通省からの補助金の対象となっています。

3 自立生活援助は、本市の障害者自立生活アシスタント事業をベースに創設された国のサービスであるため、自立生活アシスタントとほぼ同じ内容になっていますが、支援期間が原則1年であることや、訪問先が自宅に限られるなど異なる部分もあります。

そのため、必要な部分については国に要望していくとともに、必要な支援について事業所とともに検討していきます。

4 (1) 精神障害者に対する雇用の場の確保については重要な課題と考えており、現在、横浜市営斎場の湯茶接遇業務の委託発注に加え、売店（自動販売機含む）の目的外使用許可を障害者就労施設に行っており、精神障害者の就労支援に努めています。

近年では、火葬件数が増加傾向であり、それに伴い斎場の湯茶接遇等の業務量もふえてきています。斎場の運営状況等を踏まえながら、今後も精神障害者の就労支援に努めていきます。

(2) 20時間未満の短時間雇用については、障害特性や本人の希望に応じた形で、雇用先の開拓など、市内9カ所にある就労支援センターで対応しています。

また、横浜市役所では、精神障害のある方の嘱託員としての雇用を、平成30年度から開始しています。今後、障害の特性に応じて、担っていただく業務や働く環境を見きわめながら、より良い雇用のあり方について検討します。

5 【ラポール上大岡及び精神障害者スポーツの充実について】

ウィリング横浜の用途廃止部分を活用した南部方面拠点（平成 30 年 4 月の条例改正により名称はラポール上大岡と規定）を進めており、平成 31 年度中の開所に向けて、現在、着工に向けた調整を行っています。

精神障害者のスポーツ活動に関しては、例年開催されている全国障害者スポーツ大会で、新たに卓球競技に精神障害者の部が設けられることが決定するなど、今後、スポーツに取り組む機会の拡大がさらに進むことが見込まれます。横浜市としても、ラポール上大岡を、障害の種別を問わず利用できる施設として、開所に向けた準備を進めるとともに、横浜市障害者スポーツ大会（通称：ハマピック）でも、卓球競技の精神障害者の部を新設し、選手の強化等も行うなど、さらなる充実を図っていきます。

【精神障害者の芸術・文化振興について】

今年度開催した障害者スポーツ文化センター指定管理者選定評価委員会では、精神障害者の当事者団体代表として横浜市精神障害者家族連合会からも御参加いただき、文化・芸術活動も含めて、さまざまな取り組みに対して忌憚のない御意見をいただきました。今後も、障害者の芸術・文化活動のさらなる充実のため、関係団体との連携・協議を行っていきます。

6 現在、策定を進めている横浜市中期 4 か年計画 2018～2021 の中では、依存症相談拠点の設置などを含めた依存症対策の推進を掲げています。こうしたことを踏まえ、依存症対策に関して外部の有識者等から意見を伺う場を設け、民間団体や関係団体等との連携方策等も含めた検討を進めていく予定です。

7 利用対象者数がふえ、ニーズも多様化・複雑化している中で、B型センターの機能強化とA型センターの運営基準の見直しは喫緊の課題として受け止めています。

訪問支援機能の強化や、より一層の人材の確保・育成に向けて、利用者や家族、有識者を含めた課題検討委員会において、モデル事業の効果や課題の検証を行い、平成31年度の全区本格実施を目指します。

8 本市の公園の管理運営について、一部の公園において公募による指定管理者制度を導入し実施しています。

指定管理者に対し、障害者優先調達法に基づく障害者就労施設等からの優先調達の一層の推進に係る本市の方針を伝えるとともに、公募要項に基づき、障害者就労といった地域の課題を理解し、対応に努めるよう求めています。

